

## 平成22年度(2010年度)第1回池田市図書館協議会会議録

日時：平成22年7月25日(日)午前10時～午前11時30分

場所：池田市立図書館2階会議室

出席者：(委員) たつみ会長、丸山副会長、有吉委員、尾上委員、富阪委員、彭委員、  
雨堤委員、牛嶋委員、村上委員  
(事務局) 田淵教育部長、塩川図書館長、谷畑石橋プラザ館長、南副館長、  
杉本副主幹、谷主査

傍聴者：なし

- 議題
- 1 学校図書館視察について(報告)
  - 2 宅配サービスについて
  - 3 その他

配布資料

- ・市内学校図書館の視察について(報告)
- ・障がい者向け宅配サービスの実施について
- ・「池田の教育」
- ・「図書館活動 平成22年版」
- ・「この本あの本どんな本? vol.3」

部長挨拶

塩川館長挨拶

谷畑館長挨拶

会長 それではお手元の次第にそって進めていきたい。先程館長からお話があった池田市の学校図書館視察について事務局から報告をお願いしたい。

事務局 (資料「市内学校図書館の視察について(報告)」に基づき説明)

会長 学校図書館視察報告について、何かご意見、ご質問は。

委員 報告書中の貸出冊数のところにある「もう1冊チケット」というのはどういうものか。

事務局 貸出上限冊数は通常1冊であるが、そのチケットがあればもう1冊借りられるというもの。

委員 それは全員に対して配布しているのか。

事務局 図書新聞等に付けているとお聞きした。

委員 それをすることによって何かメリットがあるのか。

委員 読書意欲をかきたてる1つの方法としての工夫であると思う。

委員 池田小学校では読書月間に学年別目標冊数を達成できたらご褒美にもう1冊借りることができる。

委員 小学生は本をよく読むが、中学生・高校生は本を読まなくなった。中学・高校の授業で読書の量をもっと増やす努力をしないと、作文が書けない。大学で作文の授業を設けているくらいである。

委員 学校の悩みは本が少ないこと。私が着任した時は5,000冊を切る状態で、そこから古い本を整理すると益々少なくなり、PTAからの支援や地域からの寄附でようやく今の冊数になった。会議等を図書室で行いPTAや地域の方々に図書室の状況を見てもらうことで本を増やす努力をしている。

委員 高校生になって、レポート提出の課題の授業が増えると本を丸写ししたり、インターネット上の内容をそのままコピーしたりして、それをレポートとだと思っている生徒が多く、またそれを受け取ってしまう先生が多い。ちゃんと調べてやるということをしないと大学生になってから困る。書く力を養うためには、これを授業で組まないと、つまりは成績に直結する形をとらないと、生徒は自主的には勉強しないし、講座とかを開いてもなかなか来ない。

調べ方講習会の実施において1つ期待できるのは、新任の先生に対して行うというやり方であると思う。あと、図書館において子ども相手に実施するときは、よほど上手に企画してやらないと、つまりは夏休みの自由研究などにおいてはそのやり方を解決しますと言うようなことをしないと、子どもはなかなか来ない。

委員 うちの場合はカリキュラムを3つに分けている。1つ目は、「1冊読み」。1冊丸ごと物語を読み心を耕す。2つ目は、「部分読み」。本の一部分を資料として読む。その時はパソコン等と連動して、6年間でそれぞれの学年に応じ、辞書やインターネットの使い方などの調べ方についての総合的学習を国語の中で行っている。3つ目は、「マナー問題」。このように3つに分けて学年ごとに、どれだけ力をつけていくかということでカリキュラムを作っている。そういったものはどこの学校にもあって指導を進められていると思う。放っておくと、力のある子だけが伸びていって、何もしない子との力の差が大きくなっていくので、広く大きく育てていくように計画的に進めている。

委員 国語の授業と関連すると思うが、4年生以上には本を1冊読んで読書感想文

を書くことを夏休みの宿題とした上で、その時の本は学校図書館にもあるが、実は市内のこういう所でも読めますよという案内などの誘導をしないと、読む子は一生懸命読むが、読まない子は全く読まなくなる。図書館の利用に関してそうだと思うが、利用する子はよく利用するが、しない子は全くしないので、そういう形でも読書ということへの興味をもたせる方法があるのではないか。

委員 池田市の場合、夏休みの課題として、1枚のプリントの中に読書、絵画、工作等、色々な課題があり、その中から3つを選んで下さいと。そうでないと色々ありすぎて子どもはとて対応しきれないので。夏休みの課題の中で読書感想文は、3分の1の子どもが提出してくれている。その中にSLA（全国学校図書館協議会）の読書感想文コンクールというのがあり、小学校低・中・高学年・中学校の4つに分かれていて、それぞれ課題図書と自由図書とがあり、その中から校内選考、池田市選考をして応募している。

小学校でも先程ご意見に出ていたコピーの問題がある。インターネットのサイトに本の名前を入れ、あとはこの部分だけ自分の思った事を書き入れて下さいというものまである。書く力は本当に大切に、学力テストを見ると数値が低い。池田の子どもだけではなく全国的な傾向だが、池田の子どもも100点満点のテストで30点、これでも大阪府の平均よりは上ということだが、こんなことでいいのかと思う。読む力と書く力は連動しているので大切だと思っている。

委員 池田市在住の小学生の優秀作文10年分をまとめて本を作って、全国に1冊しかない本として池田市立図書館に置いてはどうか。

委員 池田で今やっているものとして、人権作文集という日々の中で人権に関することを作文に書いて1冊の本にまとめたものがある。

委員 小学生の親たちも悩んでいるので、学年ごとにこんないい作文が書けるというように見本を紹介したらいい。親たちも興味がある。

委員 親も本を読まないのでは。

委員 本というのは、親も時間がある人しか読めないと思うが、せめて新聞を読んでもほしい。新聞をとっていない家庭がどんどん増えている。新聞は日常的なもので、朝テレビを見ずに新聞を読む姿は、子どもに受け継がれる。

委員 学校で習字をするのに古新聞を持って来なさいと言ったら、新聞がないという。児童のいる家庭の10%ぐらいが新聞をとっていない。

会長 これは、我々協議会のレベルよりも、もうひとつ上の教育委員会での問題もはらんでいると思う。気付いたことがあれば、提案していきたいと思う。それでは次の宅配サービスについて説明をお願いしたい。

事務局 （資料「障がい者向け宅配サービスの実施について」に基づき説明）

会長 では、宅配サービスについて、何かご意見、ご質問は。

委員 貸した本の回収はどうなるのか。

事務局 次の訪問時に交換という形になる。

委員 返却だけをしたい場合は。

事務局 その場合も行く。

委員 図書には、映像資料等も含まれるか。

事務局 含まれる。通常と同じ取扱いである。

委員 宅配に関して何かボランティアをうまく利用できないか。そうでなければ職員の負担が大きくなるのでは。本を配達するシステムを何とかしないと。

委員 例えば地域の民生委員とか社会福祉関係の人等と、安否確認の意味も含めて、うまく組み合わせる必要があるのでは。そうしないと職員の負担が大きい。

委員 対象者はどれぐらいか。

事務局 対象者数は約2千人ぐらい。登録者数の概算の参考にしたのは、同様の宅配サービスを実施している八尾市の人口が約27万人で、宅配登録者が13人であるという点。

事務局 他市の図書館で実施している所を調べたが、登録者は少ない。他市では対象範囲を広げて、つまりは限定しないで面談をして、来館は無理だろうという人に対しては許可している場合もあるようだが、それでも登録者数は10人前後であるとのこと。実際始めてみないとわからないところもあるが。

事務局 無料でやるからコストがかからないというのではなく、当然職員自身のコストがかかっているので、今後は実施していく中でご協力いただけるかたを探していく必要がある。今想定している人数より多くなった場合は特に考える必要があると認識している。

委員 本人が対象者でも働いている家族がいて、来ようと思えば来られる場合の面談の結果はどうなるのか。

事務局 対象外となる。

委員 では、対象者は1人暮らしの障がい者ということか。

事務局 主にそういうことになる。また、ご家族のいずれもが障がい者である場合や、障がいのない家族がいたとしてもその方が遠くにおられる場合なども想定している。従って頼れる家族が近くにおられる場合は対象外ということになる。

委員 面談に行ったら、同居者が健康に見えたところ。ところが実は同居者には仕事があって図書館に行けないと、そういう場合もある。それと、病気が重度になるとその子から離れられないということもある。だから、見た目だけで判断するのは対象者側からすれば少し違うと思う。

要するに、申し込んだ、面談を受けたはいいが「対象外です」と言われた時のショックを考えて、物事をやらないといけない。障がいを持っているということは、見えない所で色々大変なことがある。それならば借りに行くよりも買った方がいいと思うかもしれない。図書館本館や石橋プラザへ行くには、開館時間の制限があるからとても無理だと、本は好きだが家族が働いていて時間内には借りに来られないという場合もある。その辺りも考えて判断していただきたい。

事務局 単に障がい者に同居の方がおられるか否かということだけで判断するわけではなく、そのために面談があり、状況を把握した上で判断していきたい。

委員 今や病院に行って薬をもらうにしても薬局が届けてくれる。そういう時代になってきている。

委員 障がい者といっても色々なケースがある。私の妻は、声の図書という読み聞かせのボランティアをしている。障がいがある人でも自分で読める人はまだいいが、手足が不自由でページがめくれない人は誰かが側についていないといけない場合もある。そうすると、図書館が本を貸すという1つの部分は確かに障がい者に対するサービスになるが、障がい者に対するサービスがこれだけありますよとっと広く知らしめていく形の中で、図書館にはこういう役割がある、読み聞かせのボランティアはこういうことをしているというように、色々なものを組み合わせて障がい者に対して情報を流すと、あなたがたも社会に参加できる道はこれだけありますよと知らせる必要がある。そうでないと障がい者みんながひっこみ状態になる。

委員 だから登録者数が少なくなるのでは。色々考えたら、みんな引っ込み思案になるのでは。

事務局 市の障害福祉課に相談したところ、身体障がい者福祉会というのがあると聞いたのでそちらにもこの宅配サービスの件をお知らせし、説明をしたいと思っている。

また、広報いけだの8月号にこの宅配サービスの記事と合わせて視覚障がい者サービス等に関する記事を掲載して、これまで本を借りたいと思いながらも

あきらめていたかたがたに対して、図書館サービスをアピールし広めていきたいと考えている。

委員 こういう色々な方法が、障がいのある人にも障害のない人と同じ事ができるという逆にひとつのバリアフリーだと思う。文化のバリアフリーというものを、もっとアピールしていく必要があると思う。

委員 そういう情報は、障がい者支援センターや協会等から何か月刊誌等、冊子みたいなものが配られているのか。

事務局 障害福祉課が、身体障がい者福祉会の会長に情報提供する機会があるそうで、宅配サービスもその時に、報告事項として載せてさせていただくことになっている。

委員 あとは口コミで広げていくしかないのか。

事務局 宅配サービスの案内チラシを配布していただくということになっている。

会長 情報を提供する側と受け取る側の相互性があれば、つまりは先ほど薬局の話があったように、同じ所に薬も本も一緒に届くという仕組みが出来れば、すごく合理的になると思うが。

委員 これだけ高齢化社会になったのだから、元気な60歳以上ができる仕事につながればと思う。

委員 毎日新聞が地域密着情報紙を始めるそうで、こういうのを利用するのもいいのでは。

事務局 先日、市の広報課へ行ったときに「マチゴト豊中・池田」の担当者を紹介されたが、情報があれば連絡をくださいと言っていた。

委員 担当者から、うまく使ってくださいとのことで、これに掲載してはと思い参考にコピーを持参した。

事務局 今後はそういう媒体等も利用してPRに努めたいと思う。

委員 病院等障がいのある人が定期的に行くことが多い場所でもPRしてはどうか。

委員 高齢者は対象にならないのか。

委員 高齢者というだけでは障害者手帳は交付されない。

事務局 高齢者の方の中には、障がいがあっても申請をしていない方がおられる。

給付や減免のために必要である場合に使われるケースも多いので、それらを必要とされない方はお持ちでない場合が多い。

会 長 高齢で身体が不自由な場合があっても手帳の交付を申請しない方もいる。

委 員 障がいのある人にこちらから働きかけようとするればその人の情報をこちら側が知っておくことが必要になるが、今は「個人情報の保護」ということで、当人が特に望んでいないのにそうすることはよくないということから、結局障害のある人の側の求めがあれば動きますという型になっている。本当は、地域に民生委員や危機管理担当の人がいれば、障がいのある人が求めなくても働きかけることが必要だが、ややもするとなぜ私の情報がということになりかねない。話は違うが、今池田市では災害時における要支援者リストを作ろうとしている。これも「支援してほしい人自身が申請してください」であるが、これもおかしいのでは。行政は支援を必要とする人が何人いるかという情報はつかんでいるはず。それを地域が支援する態勢を作るのが先で、そこに個人情報の保護が変な形でとらえられ、災害時のための申請を誰もしていなかったから誰も助けられなかったということになりかねない。

事務局 法律の読み違いで、個人情報保護法の理念が違うように解釈されている傾向もある。行政目的で使用する分においては当然使用してよいのであって、災害者に確認をとってから災害支援するのでは間に合わない。昨今過度に敏感になってきているのではないかと思う。

会 長 宅配の申込みは始まっているのか。

事務局 広報誌に記事が出る8月1日から受け付ける。

会 長 では、次の会合の時にはその実態がある程度わかるのでは。

事務局 はい。

会 長 では、その時点でできる対策をまた考えるということ。

部 長 この件に関しては、庁内での調整もさせていただいた。高齢者も含めたサービスにしてはどうかという意見もあったが、そうすると予算の裏付けも必要になり、実施がもう少し先のことになるだろうと。一方で宅配サービスは図書館として早急の実施すべき1つの課題でもあるので、どこまでできるかわからない部分はあるが、現状の職員体制の中でやれることをまずやろうと考えた結果、今回の実施に踏み切った次第。ただ、今後はどれだけの需要があるのか、あるいは障がい者施策・高齢者施策とどうタイアップしていくのか、もっと広い意味で宅配というものをとらえて受益者負担も視野に入れていくのかということ、よく考えていく必要がある。色々なご意見をいただくことで、よりよい方向をめざしたい。まずはこの形で始めたいと思う。

会 長 始めてから色々和形を整えながらということだと思ふ。  
議案の2つを終えたので、最後に3つ目の「その他」について事務局から報をお願いしたい。

事務局 第15期図書館協議会の任期が本年10月31日をもって満了ということで、本年11月1日から第16期を発足させるべく学識委員の方に再任をお願いしたところ、本日ご欠席の吉永先生を含めた7名全員から、お引き受けいただけるとの内諾をいただいた。公募委員のうち、村上委員、雨堤委員については第14期及び15期と連続2期にわたってお世話になっており、「連続で2期まで、かつ、通算で3期まで」という内規に基づき、残念ながらこれで一旦終了となる。

なお、新公募委員につきましては9月に募集し、10月にこれを選考し、次回協議会において11月1日付けの委嘱を行いたいと考えている。

村上委員及び雨堤委員には、第14期及び第15期と諮問の段階から答申までを含め大変お世話になり深く感謝したい。利用者の立場に立った貴重なご意見及び頂戴した答申を羅針盤に、今後とも一步一步前進していきたい。本当にありがとうございました。

会 長 では、村上委員と雨堤委員に一言ごあいさつをいただきたい。

村上委員 早いもので、もう2期を務め終えたのかという思いがある。図書館協議会というのは、諮問を受けてその内容を検討するという機関であるが、それを一歩踏み出して、私たち自身で提言をまとめたというのは非常におもしろかったし、池田の図書館の実態がよくわかった。この4年間色々なことがあり、自分自身の勉強も含めて、楽しい思いをさせていただいた。ありがとうございました。

雨堤委員 4年間務めさせていただいて、あっという間だったという気もあるが、4年前のことを思い出すと、図書館の1階などはとても明るくなったし、児童コーナーも見やすくなって随分変わったと思う。図書館が努力され、どんどん良くなっていこうと変化していることが、身近に感じられてとてもよかった。これからも利用者として図書館を見守っていきたい。何かの時には、声を掛けていただけたら嬉しい。ありがとうございました。

会 長 それでは、新公募委員募集の件について説明を。

事務局 募集記事を広報いけだ9月1日号に掲載し、翌10月に委員を選考の上教育委員会定例会に上程し、可決を経て、11月1日付けで第16期図書館協議会が発足する。委嘱式自体は、次回の協議会の時に行う。

会 長 これで本日の次第は全て終了。次回の協議会は平成22年11月21日(日)午前10時から開催。